市内の空間線量率観測結果 ～10月も通常の範囲内でした～

毎日午前9時に、上越地域消防事務組合管内の各消防署において、地上1メートルで測定した値（月間の平均値、最小値、最大値）は、いずれも通常の値である毎時0・016～0・116マイクロシーベルトの範囲内でした。

問環境政策課（☎025・520・5690）

道路の穴や側溝の破損を見つけたら連絡を

側溝やガードレールの破損、道路の穴は通行の支障となります。特に、雪が降ると舗装が壊れやすくなり、交通事故の危険性が高まります。

誤ってガードレールや道路沿いの視線誘導標（反射柱）を損傷した場合は、問い合わせ先へ連絡してください。また、破損箇所を見つけた場合は、電話または市公式LINEから報告してください。

問道路課（☎025・520・5774）、各総合事務所

詳しくは

12月1日は世界エイズデー

エイズは、HIV（ヒト免疫不全ウイルス）に感染し、免疫力が低下することで、さまざまな病気を発症した状態をいいます。現在は、早期に感染を発見して治療を続けることで、エイズの発症を防ぎ、これまでどおりの生活を送ることができます。

一方で、感染に対する偏見や誤解は依然として課題です。HIVは、握手や食器の共用など、日常生活で感染することはありません。この機会にエイズへの正しい知識を身につけ、理解を深めましょう。エイズに関する相談や検査は、問い合わせてください。

問上越保健所（☎相談専用025・526・8120）

詳しくは

歯科健診を受けましょう

歯周病やむし歯の早期発見、歯の喪失予防のために、歯科医療機関で歯科健診を実施しています。

今年度の対象者には4月下旬に受診券を送付しています（妊婦とそのパートナーには母子健康手帳交付時に配布）。直接、歯科医療機関に予約の上、受診してください。詳しくは市ホームページをご確認ください。

●成人歯科健診

対費令和9年3月31日時点で20、30、40、45、50、55、60、65歳の人、妊婦とそのパートナー＝500円、70歳の人＝無料　問健康づくり推進課（☎025・520・5842）

●後期高齢者歯科健診

対費令和9年3月31日時点で76、80歳の人＝無料　問国保年金課（☎025・520・5717）

詳しくは

インバウンドの推進に取り組む事業者を支援します

地域経済の活性化を図るため、市内の観光事業者などが取り組む外国人旅行者の誘客や受け入れ態勢の整備などの経費の一部を補助します。

対市内に事業所を有する宿泊、飲食、物販、交通などの観光事業を行う人や団体　費○対象経費＝外国人旅行者の誘客または受入態勢の整備のために行う事業（メニュー表やチラシ・ホームページの多言語化、多言語翻訳機購入、商談会への参加など）に係る経費○補助金額＝補助対象経費の2分の1の額（上限10万円※市内事業者が連携して作成するパンフレットやチラシの多言語化は上限20万円）　申問観光推進課（☎025・520・5739）

詳しくは

野生鳥獣による農作物被害への対策

●イノシシ侵入防止用電気柵は降雪期前に撤収しましょう

電気柵は、雪の重みで機材が破損する恐れや、道路脇のほ場では除雪作業の支障となるため、降雪期前に必ず撤収してください。

また、春先の被害を防止するため、来春の雪解け後、速やかに電気柵を設置し直してください。

●鳥獣被害の報告をお願いします

鳥獣によって、農作物や農地に被害を受けた場合、その内容を「鳥獣被害調査票」に記入し、問い合わせ先へ報告してください。報告内容は、鳥獣被害対策のための基礎データとして活用します。なお、令和8年度の被害調査は、令和9年4月2日㊎までに報告された被害を対象としています。ご協力をお願いします。

問上越市鳥獣被害防止対策協議会事務局（中山間地域農業対策室内、☎025・520・5755）

詳しくは

農業用軽油の免税制度

農業用機械に使用する軽油引取税（1リットル当たり15円）を免税する制度です。新規に希望する人は、令和9年1月15日㊎までに問い合わせてください。2年目以降の人は、取扱販売店が指定する日までに申し出てください。なお、免税される軽油数量は、使用する農業機械の種類と、農地台帳に記録された耕作面積を基に決定します。

費○申請手数料＝450円（新規申請時と更新時にそれぞれ必要）　○耕作面積証明手数料＝350円（毎年必要）

問○申請に関すること＝免税軽油取扱石油販売店または上越地域振興局県税部課税課（☎025・526・9308）○耕作面積証明に関すること＝農業委員会事務局（☎025・520・5813）